別紙様式第四号記載上の注意１③⑥く中「及び担当」を削り、同記載上の注意１③⑧くⅲ中「準ずる者であること」の次に「（重要でないものを除く。）」を加え、同記載上の注意１④⑦中「当該株式会社の親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは」を「当該株式会社、その親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は」に改め、同記載上の注意３に次のように加える。

⑷　責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等

次に掲げる場合において、取締役が会社法第425条第４項（会社法第426条第６項及び第427条第５項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、株主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等が得る会社法施行規則第114条各号に規定する額及び当該役員等に与える同規則第115条各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。

①　会社法第425条第１項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

②　会社法第426条第１項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合

③　会社法第427条第１項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

別紙様式第五号の表中３を４とし、２を３とし、１の次に次のように加える。

２　提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

別紙様式第五号記載上の注意１⑴③を次のように改める。

③　候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実

別紙様式第五号記載上の注意１⑴⑥くⅲ中「準ずるものであること」の次に「（重要でないものを除く。）」を加え、同記載上の注意１③⑥を次のように改める。

⑥　候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

別紙様式第五号記載上の注意１③⑦中「及び担当」を削り、同記載上の注意１③⑧くⅲ中「準ずる者であること」の次に「（重要でないものを除く。）」を加え、同記載上の注意１④⑦中「当該相互会社の実質子会社若しくは」を「当該相互会社、その実質子会社又は」に改め、同記載上の注意３に次のように加える。

⑷　責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等

次に掲げる場合において、取締役が保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第４項、会社法第426条第６項及び第427条第５項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。

①　保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第１項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

②　保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第１項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合

③　保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

別紙様式第五号の三の表中３を４とし、２を３とし、１の次に次のように加える。

２　提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、総代会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

別紙様式第五号の三記載上の注意１⑴③を次のように改める。

③　候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実

別紙様式第五号の三記載上の注意１⑴⑥くⅲ中「準ずるものであること」の次に「（重要でないものを除く。）」を加え、同記載上の注意１⑶⑥を次のように改める。

⑥　候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

別紙様式第五号の三記載上の注意１③⑦中「及び担当」を削り、同記載上の注意１③⑧くⅲ中「準ずる者であること」の次に「（重要でないものを除く。）」を加え、同記載上の注意１④⑦中「当該相互会社の実質子会社若しくは」を「当該相互会社、その実質子会社又は」に改め、同記載上の注意３に次のように加える。

⑷　責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等

次に掲げる場合において、取締役が保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第４項、会社法第426条第６項及び第427条第５項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。

①　保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第１項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

②　保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第１項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合

③　保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

別紙様式第六号の６記載上の注意２中「当中間会計期間中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に改め、「記載すること」の次に「（当中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意２②中「あったときは」を「あるときは」に改め、同記載上の注意４を次のように改める。

４　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、法第８条第１項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

別紙様式第六号第１の８⑴記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　保険会社の役員は、当中間会計期間の末日において在任している者に限る。

２　保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第六号第２生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表中「

リース債務

」を「

リース債務
資産除去債務

」に改め、同様式第２生命保険株式会社及び損害保険株式会社の表の記載上の注意１中㉑を㉔とし、⑷から⑳までを⑺から㉓までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項